

## 核兵器禁止条約（TPNW）と「原子力の平和利用」

明治大学兼任講師

山田寿則

2017年7月7日、核兵器禁止条約（TPNW）が採択され、同年9月20日に署名開放された。採択から1年を経た時点で、署名国59、批准国11となった。批准が50カ国で発効するか、署名済未批准の48カ国のうち、39カ国が批准すれば、同条約は発効する。

TPNWは、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、占有等を禁止するだけでなく、配備や使用、使用すると威嚇も禁止し、加えて、これら禁止行為の援助・奨励・勧誘も禁止する、きわめて包括的な禁止規定をもつ。さらには、廃棄に関する規定も付随しており、核兵器を禁止し、廃絶へと至る道筋を示す、画期的な条約となっている。

他方、TPNWは既存の核軍縮・不拡散体制、とりわけ核不拡散条約（NPT）の抜け穴としないこと、またこれを補完・補強することを旨として作成されてもいる。したがって、NPTに規定される原子力の平和利用の奪い得ない権利については、これを害するものとしてTPNWは解釈されてはならないことが強調されている（前文）。TPNWの成立の背景には、核軍縮への人道的アプローチが存在した。核兵器使用の非人道性に着目して、核軍縮を進めるという手法である。このアプローチの下で2013年と2014年には3回にわたり国際会議が開催された（オスロ、ナジャリット、ウィーン）。この会議では、核兵器使用の非人道性だけでなく、原発事故への対処事例なども言及されていたが、条約交渉の段階では、原子力の平和利用を重視する、主に途上国の意見が相次ぎ、またスイス、スウェーデンなどもTPNWと原子力の平和利用との両立が重要だとの指摘がなされ、現在の規定に結びついて経緯がある。

現在、日本でも市民社会のなかではTPNW署名・批准を求める主張がある。核廃絶を求めてTPNWを追求することと原子力に依存しない社会を求めることは、果たして矛盾するのだろうか。本報告では、TPNWの現状と課題を考察しつつ、核廃絶と脱原発の関係を考える。